

- 5 訪問介護事業所などから伝達された甲の口腔に関する問題や服薬状況、訪問時等に丙自身が把握した甲の状態等については、丙から主治の医師、薬剤師に必要な情報伝達が義務づけられています。

第5条（要介護認定等にかかる申請の援助）

- 1 乙は、甲の意思を踏まえ、甲の要介護認定等の申請に必要な協力を行わなければなりません。
- 2 乙は、甲が要介護認定等を受けていない場合は、甲の意思を踏まえて速やかに要介護認定等にかかる申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
- 3 乙は、甲の要介護認定の更新の申請が、契約時における甲の要介護認定有効期間の満了日の遅くとも1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
- 4 前各項の申請について、甲が希望する場合、乙は当該申請を代行して行うものとします。
但し、この場合、甲は第16条に定める利用料とは別に申請代行のための費用を支払います。

第6条（居宅サービス計画の原案の作成方法）

乙は、担当者である丙に、以下に定める事項を遵守させた上で、居宅サービス計画の原案の作成業務を行わせます。

- 1 丙は、居宅サービス計画の原案の作成の開始にあたり、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を甲又はその家族に提供し、甲にサービスの選択を求めます。
- 2 丙は、甲及びその家族に訪問して面接を行い、甲に対する介護支援を行う上で解決すべき課題を把握し、提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 3 丙は、前項の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象かどうかを区分した上で、その種類、内容、利用料等について、甲及び甲'（この契約上甲'がないときには甲の家族）に対して説明し、文書による甲の同意を得なければなりません。

第7条（居宅サービス計画原案作成上の義務）

乙は、第6条の居宅サービス計画の原案の作成にあたっては、担当者である丙に第1項ないし第4項の義務を履行させます。

- 1 丙は、居宅サービス計画の原案の作成にあたり、第4条第2項記載の課題把握を行うについては、必ず甲及びその家族に面接をした上で甲について解決すべき課題を把握するようにしなければなりません。
甲は、丙による右課題把握については、可能な限り協力しなければなりません。

- 2 丙は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画作成のために居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。）の開催、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、自己の作成した居宅サービス計画の原案の内容について、担当者からの専門的な見地からの意見を聴取しなければなりません。
- 3 丙は、甲が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合は、甲の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下、「主治医」という。）の意見を求めなければなりません。この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付することを義務づけられています。
- 4 丙は、居宅介護サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づける場合には、当該医療サービスにかかる主治医等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅介護サービス等を位置づける場合には、当該指定居宅介護サービス等にかかる主治医の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行わなければなりません。
- 5 甲は、丙が第1項ないし第4項に規定する義務を履行するにあたり、可能な限り丙に協力しなければなりません。

第8条（居宅サービス計画の作成）

乙は、担当者である丙に、前二条に定める事項を履行させた後、甲の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成させなければなりません。

第9条（サービス実施状況の管理、苦情処理等）

- 1 乙は、担当者である丙に、居宅サービス計画作成後も、計画の実施状況の把握に努めさせ、必要に応じて計画の変更、居宅介護サービス事業者等との連絡調整、甲からの苦情処理等の便宜の提供を行わせなければなりません。

尚、苦情申立の制度については、別紙重要事項説明書に記載してあるとおりです。

- 2 乙は、居宅サービス計画の内容に基づく給付管理票を毎月作成し、国民保険団体連合会に送付しなければなりません。
- 3 乙は、甲がその居宅における日常生活が困難となったと認める場合、又は、甲が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行わなければなりません。

第10条（善管注意義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、善良なる管理者の注意をもって法令を遵守し、誠実にその業務を遂行しなければなりません。

第 11 条（中立義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類に偏することのないよう、又は特定の居宅サービス事業者等による居宅サービス等を利用するよう甲を誘導し、又は、甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業者を有利に扱うことのないよう公正中立に行わなければなりません。

また、甲は複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

第 12 条（告知・説明義務）

乙は、甲より委託された業務を行うにあたっては、甲又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければなりません。

第 13 条（秘密保持義務）

- 1 乙は、丙又はその他の乙の従業者である者は、正当な理由がない限り、その業務上知りえた甲又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中知りえた甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を得ない限り、丙に、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いさせません。

第 14 条（実施期間）

- 1 乙は、甲から要介護認定等にかかる申請の代行を依頼された場合は、甲が申請に必要な資料を提出しない等、申請に必要な協力に応じない等の正当な理由がない限り、右依頼の日から 7 日以内に申請手続きを終了しなければなりません。
- 2 乙は、居宅サービス計画作成に必要な甲の協力が得られない等の正当な理由がない限り、本契約締結後 14 日以内に居宅サービス計画を作成した上、甲に提示しなければなりません。
- 3 甲は、乙が本条第 1 項及び第 2 項の各手続きを行うについては、出来る限り協力しなければなりません。

第 15 条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日とします。但し、甲の契約時の要介護認定有効期間の満了日が、上記の契約期間の満了日より前に到来し、要介護認定が更新される場合は、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって本契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約満了日の 7 日以上前までに甲から書面による解約の申し出がない場合、この契約はさらに 6 ヶ月間同一の内容で更新されます。更新後の契約についても、前項

の但書が適用されます。

- 3 次の事由に該当した場合は、この契約書は自動的に終了します。ただし終了事由が発生し契約が終了したにもかかわらず、事業所が行ったサービスの対価は甲がこれを負担します。
 - ① 甲が小規模多機能型居宅介護事業者と利用計画を結んだ場合。
 - ② 認知症対応型共同生活（短期利用を除く）または特定施設入居者生活介護の入居した場合。
 - ③ 介護福祉施設に入所した場合および介護保健施設に入所した場合。
 - ④ 甲の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合。
 - ⑤ 甲が事業者が担当する区域（生活圏域）に住居を有する被保険者でなくなった場合。
 - ⑥ 甲が死亡若しくは被保険者の資格を損失した場合。

第 16 条（報酬）

- 1 甲は、乙が提供する居宅介護支援に対する利用料として、別紙重要事項説明書に記載した金員を支払います。但し、乙が介護保険法に基づき、甲に代わって、右利用料に相当する保険給付を受領する場合にはこの限りではありません。
- 2 乙は、甲の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを甲に請求できます。
- 3 乙は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲及び甲'（この契約上甲' がいないときは甲の家族）に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。

第 17 条（解除権）

- 1 甲は何時でも、本契約を解除することができます。但し、契約解除により乙に生じた不測の損害を賠償しなければなりません。
- 2 乙は、甲に、甲及び乙間の信頼関係を損壊する特段の事由がない限り、本契約を解除することができません。

第 18 条（情報の保存・開示義務）

- 1 乙は、甲の居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等を完結日から 5 年間保存します。
- 2 前条第 1 項の規定により甲が本契約を解除した場合で、乙に対し他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、又は、前条第 2 項の規定により乙がやむを得ず本契約を解除した場合、その他甲から申し出があった場合には、乙は甲に対して直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければなりません。

第 19 条（損害賠償）

乙が介護支援事業の提供を行う上で、本契約の各条項に違反し、又は、介護保険法及び

民法その他の関係法令に違反し、甲の居宅介護サービス利用に支障を生じさせて損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償する責任を負います。

ただし、甲に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 乙は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には乙は損害賠償責任を免れます。

- (1) 甲が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) 甲が、サービス実地のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実地したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) 甲が、乙及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 20 条（緊急時の対応）

乙は、現にサービスの提供を行っているときに、甲の病状の急変が生じた場合、その必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとるなど必要な措置を講じます。

第 21 条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは 甲の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 22 条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第 1 条記載の目的のため、甲乙互いに信義に従い誠実に協議して決定いたします。

以上の契約を証するために本契約書 2 通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

ご利用者（甲）

私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認いたしました。

私は、この契約書で確認する居宅介護支援サービスの利用を申し込みます。

住 所	〒		
氏 名		印	
電話番号	() -	F A X	() -

署名代理人（甲'）

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

本人との関係		署名代行 の理由	
住 所	〒		
氏 名		印	
電話番号	() -	F A X	() -
緊急時の 連絡先		電話番号	

事業者（乙）

当事業者は、居宅介護支援事業者として甲の申込みを受諾し、この契約書に定める、各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所 在 地	〒464-0018 名古屋市千種区鍋屋上野町字北山3515番地		
名 称	社会福祉法人 葆光会		
代表者名	理事長 加藤良三	印	
電話番号	(052) 722-2232	F A X	(052) 722-2239

尚、甲に対する居宅介護支援業務を担当する、居宅介護支援専門員（丙）は、
_____ です